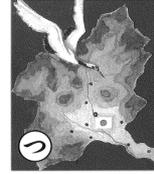




県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和2年12月25日(金) 号外(第7号)

目次

ページ

規則

○群馬県税条例施行規則等の一部を改正する規則(税務課)

2

第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合となります。)」を削る。

附則

- 1 この規則は、令和三年一月一日から施行する。ただし、第一条中群馬県税条例施行規則第四十二条の二十六及び第五十条の改正規定並びに第二百二十三号の六様式及び第二百二十三号の七様式の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の群馬県税条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第四十二条の二十六の規定は、令和元年十月一日から適用する。
- 3 令和元年十月からこの規則の公布の前日までに知事が支出した群馬県税条例施行規則第四十二条の二十六の取扱手数料は、改正後の規則第四十二条の二十六の規定により支出したものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現に第一条の規定による改正前の群馬県税条例施行規則又は第二条の規定による改正前の群馬県税条例施行規則の一部を改正する規則の規定により提出されている申請書等は、改正後の規則又は第二条の規定による改正後の群馬県税条例施行規則の一部を改正する規則の相当規定により提出されたものとみなす。
- 5 この規則により改正された様式は、当分の間、従前の様式を適宜補正して使用することができる。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
